



第2章

まちづくりの基本方針

第1節 協働による市民主役のまちづくり

1 コミュニティの充実と強化

現状と課題

人口の流動化、核家族化、少子化等の変化を受けて、地域との関係を持たない人や行政区への未加入世帯（平成18年6月1日現在：331世帯）が増え、市民の地域コミュニティに対する意識が薄れてきています。一方では、余暇時間の増大などに伴い、さまざまな活動を通して地域社会を取り巻く多くの課題に取り組んでいこうという意識も高まっており、こうした地域課題に自主的に取り組む場として、地域コミュニティ活動はますます重要なものになってきています。そのため、従来の行政では手の届かなかった地域課題にも、自発的に社会貢献活動を行う各種ボランティア団体等による柔軟な活動が求められています。

市民は、まず地域課題を自らの問題として認識・判断し、参加することが重要です。課題に対する十分な知識や情報を持ち、自分の意見や判断が反映される範囲は、日常生活圏である行政区（町内会）や学校区の単位などの地域コミュニティと考えられます。本市には、コミュニティとしての行政区が322ありますが、校区や地区によって行政区の平均戸数が大きく異なり、飛び地の問題も生じています。そのため、行政区の規模の適正化と再編成が必要になっています。

また、地域づくりの担い手が高齢化の傾向にあり、若い人がコミュニティ活動を敬遠しがちなため、後進が育ちにくい状況にあります。そこで、地域活動を活発にするため、コミュニティ活動の中心的役割を担うリーダーの発掘と育成に努める必要があります。

このような中で、地縁型コミュニティ組織（行政区など）やテーマ型コミュニティ組織（婦人会など）など、地域のさまざまな主体がその特性を生かして連携し、地域力の向上を目指していく必要があります。

市内には、公民館、コミュニティセンターなど多様なコミュニティ施設があり、これらの施設を利用して、行政区、公民館、婦人会、老人クラブ、子ども会等が中心となり、運動会や地域の祭り等のスポーツ・レクリエーション、子どもと高齢者などとの世代間交流事業などが行われています。

また、市内には、8つのNPO法人（特定非営利団体）が認証を受け活動しています。しかし、その活動については、一般にはよく知られていないため、NPOの目的や活動内容についてPRする必要があります。NPOの活動は、公共サービスの一翼を担うものであるため、行政サービスのあり方自体を問い直す必要があります。このようなことから、NPOと行政の協働・連携は、今後ますます重要になってきます。

基礎データ

受け持ち戸数別行政区の数

地区・校区	9～20	21～40	41～60	61～80	81～100	101～120	121～140	141～160	161以上	計
柳河	3	10	19	1	4	0	2	0	1	40
城内	0	5	1	6	0	3	2	2	0	19
沖端	0	4	7	4	2	0	0	0	0	17
西宮永	5	7	5	3	2	0	0	0	0	22
東宮永	17	8	3	5	1	0	0	1	0	35
両開	1	16	9	1	0	0	0	0	0	27
昭代	1	1	1	1	2	4	0	7	6	23
蒲池	0	0	2	2	9	3	1	0	3	20
豊原	0	1	1	1	1	1	3	1	1	10
大和	0	1	0	1	3	1	0	0	1	7
皿垣	0	4	2	1	2	0	0	0	0	9
有明	0	2	3	0	1	1	0	0	0	7
中島	0	0	1	2	2	2	1	2	1	11
六合	0	3	1	5	0	1	1	0	0	11
二ツ河	0	0	2	5	2	3	0	0	1	13
矢ヶ部	0	0	1	3	2	0	0	0	2	8
中山	1	1	3	1	0	0	0	0	0	6
垂見	0	3	5	1	2	0	2	1	0	14
藤吉	0	1	2	1	5	3	5	4	2	23
合計	28	67	68	44	40	22	17	18	18	322

平成18年5月1日現在

資料：総務課

公民館、コミュニティ施設等

施設種類	施設名称	竣工
公民館	大和公民館	昭和55年
	三橋公民館	昭和55年
文化施設	柳川市民会館	昭和46年
その他コミュニティ施設	柳河ふれあいセンター	平成4年
	柳川就業改善センター	昭和55年
	柳川農村環境改善センター	昭和57年
	城内コミュニティ防災センター	平成16年
	蒲池農村環境改善センター	昭和60年
	矢留うぶすな館	平成6年
	有明まほろばセンター	平成7年
	大和漁村センター	昭和60年
	ふれあい自然の家	平成7年
	社会教育集会所	平成4年

資料：生涯学習課

NPO法人

NPO法人の名称	設立認証年月日	活動内容等
NPO子どもの命と心のネット長谷健顕彰会	平成13年9月28日	教育文学の啓発と散文作品募集、長谷健の偉業の継承
日本公共標識協会	平成14年1月8日	災害、環境、福祉等の公共標識に関する啓発、研究事業等
ふれあいの家泉舟荘	平成14年3月8日	介護サービスの提供
NPOかりん	平成15年1月8日	障害者、高齢者の自立した生活を営むための支援
有明会	平成16年1月22日	環境保全と再生
地球環境向上研究所	平成16年7月28日	地球温暖化防止のための資源リサイクル策の探索、子どもへの環境緑化の教育
マンション管理診断機構遊学館	平成16年12月15日 平成18年1月31日	マンション管理の適正化のための助言、指導、運営補助等 青少年の健全育成、まちづくり活動

平成18年4月1日現在

資料：企画課



施策の体系

(1) コミュニティの醸成

①コミュニティ活動に対する意識高揚の促進

広報紙等を通じて、コミュニティ活動への参加促進や情報の提供に努めるなど、コミュニティ意識醸成のための啓発活動を推進します。さらに、さまざまな団体やグループがまちづくりの視点を持って、それぞれの地域で活動していけるよう、情報収集や市民の自治意識の高揚に努めます。

②コミュニティ活動団体の充実と連携の強化

地域福祉・文化、生涯学習等あらゆる分野において活動の輪を広げ、地域の連帯感が高められるよう努めます。

③コミュニティ活動への支援

校区公民館や地区公民館などを通じて生まれる趣味のグループや、子育てサークルなどのコミュニティ組織が、活動しやすいような環境の充実を図り、地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくっていく活動を支援します。

④新たな小学校区単位コミュニティの創造

コミュニティ活動を活性化させるため、市から権限・財源委譲を進め、地域分権型自治、自立・自律の地域自治活動等のあり方について研究・検討し、小学校区を単位としたコミュニティによるまちづくりを進めます。

⑤地域課題の解決と地域資源の活用

地域力のある中高年の女性や実務経験豊富な企業の退職者（団塊の世代）等によって、地域の資源活用を図りつつ課題解決を行う、コミュニティビジネス（雇用の創出）につなげるための施策を推進します。

(2) 地域自治を担うボランティア育成や組織化などの推進

①人材の育成

地域課題の点検、活動計画の策定等について地域住民の主体性が必要であり、コミュニティ活動の円滑な運営と施策の充実が図られるよう指導者の育成に努めます。

また、地域の有識者、一芸に秀でた人、特技を持つ人を発掘し、コミュニティ人材バンク制度（仮称）を設けます。さらに、昔を今に伝える地域住民による伝統的な活動や伝承文化の継承運動に対して支援し、後継者の育成に努めます。

②NPOの育成・支援

NPOが、互いに情報交換・情報提供できるよう、また、より多くの活発なNPOが生まれ、活動できるよう支援します。さらには、NPOへの理解と自発的

な社会奉仕精神が醸成される社会に向けて、普及・啓発を推進し、参加者が活動しやすい環境づくりを推進します。

(3) コミュニティ施設の整備

現在ある施設を有効に活用しながら、今後は、さらに市民の地域活動を推進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる施設の整備に努めます。

(4) 行政区の見直し

行政区の役割と機能等を見直し、成り立ち等を考慮に入れて、地域コミュニティの単位である行政区の適正化による再編を図ります。また、転入者と地元住民の良好な関係を築くための啓発活動を推進します。





2 市民と行政のパートナーシップの確立

現状と課題

本市はこれまで、市政への理解と信頼を深めるため、広報紙などを活用した広報活動や、市長交際費・審議会等の会議内容などの情報公開を進めてきました。一方、市長へのご意見箱や区長要望などを通じて、行政に対する意見や要望の把握に努めてきました。

しかし、これからの社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、今まで以上に市民の声が反映できる市民参加の条件整備を推進し、市民と行政との適切な役割分担とパートナーシップが重要になってきています。

そのためには、市民への適切かつ積極的な情報提供と説明責任の徹底が不可欠となります。また、市政への市民参加の機会を創出し、市民の声を取り入れていくことで、市民と行政の相互理解と連携協力を深め、協働によるまちづくりを進めることができます。このほか、協働の担い手となるボランティア団体やNPO団体の把握とネットワーク化が必要であり、行政による市民への情報提供・活動内容のPRなどが求められています。さらには、柳川総合保健福祉センター内のボランティアセンターの有効活用による、ボランティア活動と社会福祉協議会事業との連携が求められています。

また、「まちづくりは人づくりから」と言われるように、パートナーシップによる自立した市政運営を現実のものにしていくためには、市民側にリーダーが育つことも必要です。

基礎データ

情報公開運用状況

年 度	請求件数	処 理 結 果					不服申立て
		公 開	非公開	部分公開	不存在	取り下げ	
平成13年度	26	18	2	3	3	0	0
平成14年度	27	17	1	9	0	0	0
平成15年度	55	48	0	3	3	1	0
平成16年度	24	18	1	4	1	0	0
平成17年度	60	36	0	12	12	0	0

資料：総務課

施策の体系

(1) 市民参画推進のための体制づくり

①まちづくりに参加する人材の育成等

核となるまちづくりリーダーの存在が、活動のきっかけや活性化のポイントとなるため、人材やネットワークの育成を図り、組織化を目指します。

市民の意見を政策形成過程において取り入れていくため、審議会等への市民公募枠の確保やパブリック・コメント（市民意見提出手続き）、ワークショップ（意見交換会）などを実施し、市民参加の推進を図ります。

②行政パートナー制度のあり方の研究

市で行っている業務を市民やNPOに委託できる行政パートナー制度のあり方を研究し、行政の効率化、歳出削減に取り組みます。今後、市民参加のまちづくりを協働により進めるため、職員からなる市民協働推進庁内検討委員会や市民からなる市民協働推進委員会（仮称）を組織し、市民参加型のまちづくり事業の実施に努めます。

③ボランティア活動の推進

ボランティアの主体性や創造性を尊重しつつ、まちづくりの重要なパートナーと位置づけて、さまざまな側面からその育成と活動の支援を行っていきます。そのため、地域活動やボランティア活動を進めるに当たって大切なプログラム（メニュー）やきっかけづくり、多様な活動の場の開拓・提供を行います。また、地域の活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを推進します。

④ボランティアセンターの活用

柳川総合保健福祉センター内のボランティアセンターを情報発信基地として、ボランティアをしたい人、してほしい人へのボランティアに関する情報提供を行います。また、ボランティア団体と産・学・官を結ぶネットワーク化や情報交換・交流を促進します。さらに、ボランティア活動を活発化し、円滑な運営を支援するため、組織の核となるボランティアリーダーやコーディネーターの育成を図るとともに、ボランティアに関する情報の横断的収集に努めます。

(2) 市民との情報の共有

①情報公開の推進

「情報なくして参加なし」「情報は、市民との共有財産である」と言われますが、市民の参加を進めるためには、情報の共有が大原則となります。そのため、広報・広聴手段の多様化や情報の電子化を推進し、時間や場所に制約されない行政サービスの提供に努めます。また、利用者の視点に立った情報が、必要なときに正確に伝わるよう努めます。



②情報交換の場づくり

各種計画の策定等の際し、市民から意見を求めるパブリック・コメントや協働の場となるワークショップ、各種団体との懇談会などを積極的に実施します。

③広報・広聴活動の充実

「広報やながわ」やホームページを通して市民への情報提供を充実します。

また、さまざまな懇談会の開催により、積極的に市民の声を把握し、一方通行の情報提供だけでなく、市民と市との情報のやりとりができる仕組みを実現していきます。



3 人権の尊重

現状と課題

人権は、社会的身分、門地、人種、信条又は性別を問わず、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

しかしながら、依然として差別意識や偏見など基本的人権を侵害するさまざまな問題が存在していることから、人権尊重の理念を正しく理解し、お互いの権利を尊重しあう平等で明るい地域社会を実現することが求められています。

本市は、新市発足と同時に「柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、あらゆる差別のない明るく住みよいまちの実現に向けて諸施策を推進しています。

こうした状況の下、本市では、「人権・同和教育研究協議会」を発足させ、すべての市職員、小・中学校教職員が会員となり、人権尊重社会の実現を目指して、人権・同和教育問題に対する教育・啓発活動に努めています。また、社会人権・同和教育指導員が、公民館等における人権学習会をはじめ、事業所における人権・同和教育問題研修会に出向いて啓発にあたっています。

さらに、人権尊重のまちづくりのため、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において人権教育・啓発活動の取り組みを推進し、人権を尊重する社会の形成を図るとともに、人権問題に関する正しい知識を体得しながら豊かな人間性を身につける必要があります。

施策の体系

(1) 人権教育・啓発活動の推進

①基本計画の策定

人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権・同和教育問題に関する基本計画を策定します。

②就学前・学校教育の充実

基本的人権尊重の精神の育成に向けた取り組みを、就学前教育からのすべての教育の場において推進します。

③生涯学習の充実

家庭や地域などあらゆる場で生涯学習のための各種施策を実施することを通し



て、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、さまざまな人権に関する学習の充実を図ります。併せて、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりの課題であるとの視点に立った啓発活動を推進します。

④企業における人権教育・啓発の充実

人権を大切に作る企業づくりや人権尊重の意識の高い職場づくりが進むよう、事業者や事業者団体に対する人権教育・啓発に努めます。また、人権に関わる講演会や人権学習の機会を通じて、互いを理解しあい、尊重しあう人権意識の高揚を図ります。

⑤人権相談活動の充実

人権侵害の防止や早期発見のため、人権問題に関わる擁護体制や相談体制の充実を図ります。身近な人権の問題に関して、人権擁護委員や行政相談委員などに気軽に相談できる機会づくりを進めます。

(2) 市民の自発的活動促進のための環境づくり

①指導者などの育成

あらゆる人々を対象に、あらゆる場における人権教育及び人権啓発を実効あるものにするため、日常生活の中で主体的に人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。

②推進体制の確立

人権教育及び人権啓発の推進に当たっては、各人権課題を担当する部課等にとどまることなく、全庁的に総合的、計画的に取り組みます。

また、行政機関、企業、民間団体等が連携・協働し、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

4 男女共同参画社会の形成

現状と課題

わが国の憲法は、法の下での平等をうたっています。しかし、性別による固定的な観念に基づく役割分担意識や社会慣行は依然として存在し、真の男女平等社会の実現には、いまだ多くの課題が残されています。

政治をはじめとしたさまざまな政策決定過程への女性の参画は、依然として進んでいないのが現状で、本市の審議会等における女性委員の割合は、平成18年4月1日現在で、15.0%と国の目標値である30%を大きく下回っています。

こうした課題を解決する上では、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場において、男女が互いの人権を尊重しつつ、対等なパートナーとして、自らの意思で責任と役割を果たしていくことが極めて重要です。

そのため、男女共同参画に関する理解と認識を深める啓発事業を行い、「男女共同参画推進協議会」を設置し、「男女共同参画計画」の策定と本市の男女共同参画の推進に向けて審議を重ねています。

施策の体系

(1) 男女共同参画社会の実現

①男女共同参画計画の策定

男女共同参画社会の形成を目指した意識啓発や社会環境づくりなど、市の総合的な施策の指針として「男女共同参画計画」を策定します。

②推進体制の確立

男女共同参画計画を総合的に推進し、計画を実効あるものとするために、男女共同参画推進条例（仮称）を制定します。

また、男女が活動しやすい社会環境を形成していくため、社会情勢の変化に対応した推進体制を確立します。

③啓発活動の充実

男女の平等意識の高揚を図るため、各種セミナーの開催や広報活動により、家庭、学校、地域、職場等での学習機会を拡充します。

④家庭教育の推進

家庭での子どもの個性を生かした育て方に関する講座などを開設します。

⑤教育・学習の場の確保

男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて指導の充実を図りま



す。また、思いやりと自律の意識を育む教育、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。さらには、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うような学習機会の充実を図ります。

⑥就業環境の充実と再就職の支援

男女が共に仕事と家庭生活の両立を図り、子どもを安心して産み育てられ、ゆとりを持って働き続けることができる社会環境をつくります。また、出産や子育てのために退職した人に対する再就職の支援のため、ハローワークなどとの連携強化を図ります。

⑦DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進

親密な関係にある男女間で生じる暴力に対して、被害者相談体制の充実を図り、一時保護などが必要な場合に県の支援センターなどとの関係機関と連絡・連携を図ります。また、問題解決への支援事業の啓発に努めます。

(2) 男女が共に参画するまちづくり

①政策決定過程への女性の参画推進

各種審議会等への女性委員の登用率の向上を図り、政策決定過程への女性の参画を推進します。

②地域社会活動への参画推進

男女が共に自立し、共生する社会をつくるため、家庭や地域活動などへの参画を推進し、男女の区別なく社会参加が進むよう学習機会の充実に努めます。



5 国際交流の推進

現状と課題

市内の国際交流団体では、市民レベルの積極的な交流活動として「国際交流の集い」などが行われています。また、市では、青少年に国際感覚を身につけてもらおうと、さまざまな事業を実施しています。

在留外国人との身近な交流を通して、諸外国の人や文化に触れると同時に、日本の伝統文化の良さを再認識するなど、国際交流から学ぶことは多く、交流そのものが学習であり生きがいともなります。

今後は、さらなる国際交流の推進、団体間の連携強化のため、国際交流組織の設立が必要となり、英語をはじめ、外国語の習得を図るための学習講座や国際交流情報を市民へ提供していくことが必要となっています。また、交流活動の活発化やアジアからの観光客の増加に向けて、国際交流・観光振興とまちづくりを一体のものとして進める必要があります。

施策の体系

(1) 交流基盤づくりの推進

①国際化に対応した人づくり

小学生の海外研修、海外からの研修生・留学生の受け入れ等を通して、諸外国との文化、教育等の各分野の交流促進に努めます。また、国際感覚、特にアジアの視点を持った人材の育成を図ります。

②国際交流組織の育成・支援

各種の国際交流団体の育成支援、連携強化に努め、これら団体の活動を通じた国際交流の推進を図れるよう、国際交流の核となる国際交流協会（仮称）の設立に努めます。

③国際理解を深めるための事業の推進

市民の国際理解を深めるための機会の充実を図るほか、よりよい語学教育を推進し、国際理解の醸成に努めます。

④情報サービスの充実

在留外国人への日本語講座や文化交流事業の開催、インターネット等を活用した情報提供などに努めます。併せて、公共施設や案内誘導サイン等を外国語併記にするよう努め、外国人が訪れやすい、住みやすいまちづくりを推進します。

⑤外国語堪能者の登録

市内や近隣の外国語堪能者を登録し、国際交流組織等と連携を図り、諸外国からの観光客に対する案内や在留外国人に対する支援に努めます。